

茨城県報 第2563号

平成26年2月13日

木 曜 日

次 目 示

^° -	ジ
●指定障害児入所施設の指定の辞退(障害福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者	
の指定(3件)(障害福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の	
廃止 (障害福祉課)	
●大規模小売店舗の新設の届出(中小企業課)・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告(中小企業課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
●木材業者等の登録(林政課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
●道路の区域の変更(5件)(道路維持課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
●道路の供用の開始(6件)(道路維持課)・・・・・・・・・・・8	
●土地改良区役員の就退任(農林事務所)・・・・・・・・・・・9	
●土地改良区役員の就任(農林事務所)・・・・・・・・・10	
(選挙管理委員会)	
●政治団体の設立届出・・・・・・・・11	
●政治団体の届出事項の異動届出 ・・・・・・・11	
●政治団体の解散届出・・・・・・12	
●資金管理団体の解散届出・・・・・・・13	
公告	
●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告(3件)(生活文化課) ・・・・・・・13	
●都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課)・・・・・・・・15	
●入札公告(つくば地域振興課)	
●入札公告(国際課)・・・・・・・17	
●入札公告(議会事務局) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(病 院 局)	
●入札公告 · · · · · · · 26	
(教 育 長)	
●入札公告 · · · · · · 29	
(警察本部)	
●入札公告 · · · · · · · 35	

正 誤

- ●平成26年1月30日付け茨城県報第2559号中・・・・・・・39
- ●平成26年1月31日付け茨城県報号外第3号中・・・・・・・・・・・39

告示

茨城県告示第125号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の14に規定する指定辞退の届出があったので、同法第24条の18第2号の規定により告示する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0850100041	茨城県立こども福祉医 療センター	茨城県水戸市吉沢 町3979 - 3	茨城県	医療型障害児入所支援	平成26年 3月28日

茨城県告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0820101673	ケアホームたじま	水戸市田島町792 - 1	社会福祉法人木 犀会	笠間市鯉渕6266 - 185	平成26年 2月1日	共同生活介護 共同生活援助

茨城県告示第127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0810101683	居宅介護事業所もちのき	水戸市田島町133	社会福祉法人木犀会	笠間市鯉渕6266 - 185	平成26年 2月1日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

茨城県告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基

3

づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービス の 種 類
0812900124	有限会社ハート ケアーたんぽぽ	神栖市知手中央七 丁目1014番地35	有限会社ハート ケアーたんぽぽ	神栖市知手中央七 丁目1014番地35	平成26年 2月1日	同行援護

茨城県告示第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第1項に規定する 廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃 止 年月日
0810100396	茨城県立こども福祉医 療センター	茨城県水戸市吉沢 町3979 - 3	茨城県	療養介護 短期入所	平成26年 3月28日

茨城県告示第130号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、 同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見 書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 濵 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ牛久田宮店

牛久市田宮町字梗木653番1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	小 濵 裕 正
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年9月30日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,214㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 1

イ 駐輪場の収容台数 100台

ウ 荷さばき施設の面積 84㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 35㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 翌午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分~翌午前0時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時~午後9時

3 届出年月日

平成26年1月29日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第131号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 大規模小売店舗の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 日立鮎川ショッピングセンター・プレーゴ 日立市鮎川町一丁目156番 外
 - (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日 変更の届出 (第6条第2項)

平成25年11月7日

- イ 変更しようとする事項
- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 株式会社サンユーストアー

(変更前) 午前10時

(変更後) 午前9時30分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分~午後9時

(変更後) 午前9時~午後9時

(3) 届出年月日

平成25年10月28日

2 市町村の意見

市	町	村	名	意 見 の 概 要	理由
日立	市			不法投棄の抑制及び適正処理	周辺地域の生活環境の悪化の防止のた
				営業時間及び来客が駐車場を利用すること	め
				ができる時間が早まることを踏まえ、今以上	
				に店舗区域 (敷地), 特に駐車場区域を定期	
				的に見回るなどし、不法投棄等を未然に防ぐ	
				よう努めること。	
				なお、不法投棄があった場合は、拡散等を	
				防ぐうえでも速やかに、かつ適正に処理する	
				こと。	

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第132号

茨城県木材業者等登録条例(昭和36年茨城県条例第6号)第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 木材業者登録

登録	登 録	住 所	氏 名	商号	営業所入	(は工場	業種	備考
番号	年月日	(所 在 地)	(代表者氏名)	(名称)	所在地	名 称	米 俚	加考
4109	H26. 1 .31	愛知県犬山市大字羽黒新田 字下蝉屋38	桑原 教行	桑原木材 (株)	つくば市東 光台5-3	桑原木材 (株)つく ば営業所	木材販売業	

茨城県告示第133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡城里線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		延 長		摘	要	
			メートル	メートル				
水戸市谷津町字新地247番1地先から	旧	最大	13.5	745				
水戸市谷津町字細田1394番地先まで	III	最小	5.0	745				
	新	最大	31.5	745	現	道	拡	幅
	利	最小	14.5	745	火	甩	1)/4	甲田

茨城県告示第134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立笠間線

平成26年2月13日

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の	り幅員	延 長	摘 要
			メートル	メートル	
日立市大久保町1丁目92番地先から	(4)	最大	14.8	1.011	
日立市大久保町字見附下2406番2地先まで	(A)	最小	3.5	1,911	
	旧				
日立市大久保町4丁目27番2地先から	(B)	最大	118.1	1.050	
日立市大久保町字見附下2406番2地先まで	(D)	最小	12.0	1,656	
日立市大久保町1丁目92番地先から	(4)	最大	14.8	1.011	
日立市大久保町字見附下2406番2地先まで	(A)	最小	3.5	1,911	バイパス
	新				
	(B)	最大	118.1	9.705	区間の延伸
	(D)	最小	11.0	2,705	

茨城県告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は,平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立笠間線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の	り幅員	延	長	摘	要
			メートル		メートル		
日立市大久保町1丁目92番地先から	(4)	最大	14.8		1 011		
日立市大久保町字見附下2406番2地先まで	(A)	最小	3.5		1,911		
	旧						
	(B)	最大	118.1		2.705		
	(D)	最小	11.0		2,705		
日立市大久保町字昼ヶ沢2333番3地先から	(4)	最大	12.3		773		
日立市大久保町字見附下2406番2地先まで	(A)	最小	3.5		113	旧道	移 管
	新						
日立市大久保町1丁目92番地先から	(B)	最大	118.1		0.705	(移管延	∝980m)
日立市大久保町字見附下2406番2地先まで	(D)	最小	11.0		2,705		

茨城県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川鉾田線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地	の幅員	延 長	1	摘	要	
			メートル	メートル				
鉾田市借宿字清水田302番1地先から	旧	最大	18.8	290				
鉾田市借宿字郷土川343番地先まで	IП	最小	7.8	290				
	新	最大	24.3	290	現	道	拡	幅
	材	最小	10.1	290	火 .	旦	114	甲田

茨城県告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 小川鉾田線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の	幅員	延 長	摘 要
			メートル	メートル	
鉾田市借宿字馬草田320番1地先から	1 11 (A)	最大	24.3	278	
鉾田市借宿字郷土川343番地先まで	[日 (A)	最小	10.1	210	
	(4)	最大	24.3	979	
	(A)	最小	10.1	278	
	新				迂回路設置
	(D)	最大	71.6	05.0	
	(B)	最小	8.3	356	

茨城県告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 友部内原線
- 2 供用開始の区間 水戸市五平町字原屋敷286番1地先から

水戸市鯉淵町字十二ノ割6795番8地先まで

3 供用開始の期日 平成26年2月14日

茨城県告示第139号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立笠間線
- 2 供用開始の区間 常陸太田市木崎一町1913番から

常陸太田市木崎一町830番3地先まで

3 供用開始の期日 平成26年2月13日

茨城県告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 上新田木原線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡美浦村大字木原字二本松1110番 2 地先から

稲敷郡美浦村大字木原字大舟子3321番地先まで

3 供用開始の期日 平成26年2月19日

茨城県告示第141号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 江戸崎下総線

2 供用開始の区間 稲敷郡河内町平川字南城田598番1地先から

稲敷郡河内町平川字鎌田479番地先まで

3 供用開始の期日 平成26年2月26日

茨城県告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 稲敷阿見線

2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町追原字西福寺499番1から

稲敷郡阿見町追原字寺後707番1地先まで

3 供用開始の期日 平成26年2月13日

茨城県告示第143号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成26年2月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 常総取手線

2 供用開始の区間 つくばみらい市豊体字下宿脇1101番2から

つくばみらい市市野深字福田後616番6地先まで

3 供用開始の期日 平成26年2月18日

茨城県告示第144号

行方市に事務所を置く麻生西部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨,土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので,同条第17項の規定により公告する。

平成26年2月13日

茨城県鹿行農林事務所長 小 林 達 也

1 退任

職名	氏 名	住
理 事	髙 野 義 一	行方市五町田285番地
"	髙 野 好 文	〃 於下982番地
"	髙 野 吉 保	〃 〃 1042番地 1
"	大 橋 喜美夫	〃 〃 732番地
"	野 口 孝 治	〃 行方2137番地
"	鴨 下 威	〃 〃 377番地 6
"	鈴 木 嘉津男	// 五町田297番地
"	千ヶ﨑 多 一	〃 船子267番地
"	大 嶋 靜	〃 〃 367番地
監 事	阿 部 英 光	〃 五町田332番地
"	鬼澤忠雄	〃 於下696番地
"	風 間 伸 治	〃 行方1987番地 1

2 就任

職名	氏 名	住所
理 事	髙 野 義 一	行方市五町田285番地
"	髙 野 好 文	〃 於下982番地
"	髙 野 吉 保	〃 〃 1042番地 1
"	大 橋 喜美夫	〃 〃 732番地
"	野 口 孝 治	〃 行方2137番地
"	鴨 下 威	〃 〃 377番地 6
"	阿 部 源一郎	// 五町田140番地
"	大久保 豊 司	〃 船子365番地
"	茂 木 敬 章	〃 〃 330番地
監 事	鬼澤忠雄	〃 於下696番地
"	風 間 伸 治	〃 行方1987番地 1
"	鈴 木 武 男	// 五町田336番地1

茨城県告示第145号

潮来市牛堀703番地1に事務所を置く牛堀土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法(昭和24年法 律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年2月13日

茨城県鹿行農林事務所長 小 林 達 也

就任

職	名	氏			名		住	所	
理	事	水	貝	忠	雄	潮来市永山1046番地			

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、 同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体設立の状況(平成26年1月1日から31日まで)

政治団体 の名称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	政金法条第第にす会関治治規第の11該る議係団	政金法条第第にす会関治治規第の12該る議係団資正197項号当国員政体	公職の候補 者の氏名	公職の種 類	届 出 年月日
おおわし忠後 援会	小野 一威	赤上 三郎	鹿嶋市旭ケ丘 1-15-2					H26. 1. 6
根本正典後援会	富川 康史	根本かつ子	東茨城郡城里 町石塚2277 - 1					H26. 1.10
わたなべ日出 雄後援会	薬袋 泰	林 睦男	取手市西2-6-9					H26. 1.15
岡田拓也後援 会	小林 次男	上野 稔	高萩市安良川 272-58					H26. 1.21
男塾	久保 岩夫	理崎 亘	鉾田市舟木58					H26. 1.27
茨城県医師連 盟稲敷支部	金井 貴子	宮本 二郎	稲敷市幸田 3497					H26. 1.28
片岡蔵之後援 会	近沢 定夫	岩下 治美	東茨城郡城里 町下赤沢817					H26. 1.28
幡谷好文後援会	代々城栄一	藤田 恵	小美玉市宮田 692番地 2					H26. 1.28

茨城県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のように あったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体異動の状況(平成26年1月1日から31日まで)

	政治団体 の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	政金法条第第にす会関治治規第の11該る議係団資正197項号当国員政体	政金法条第第にす会関治治規第の12該る議係団資正197項号当国員政体	公職の候補 者の氏名	公職の 種 類	届出年月日
新旧	自由民主党茨城 県栄養士会支部		綿引 久子						H26. 1 . 7
新旧	環境と福祉の研 究グループ K		橋本 義一 石津						H26. 1.10
新旧旧	錦織孝一後援会			鹿嶋市厨 2 -12 -1 鹿嶋市須賀1169					H26. 1.24
新旧	元気な古河をつくる会		小久保容考 信末 容考						H26. 1.29
新旧	さとう泉後援会		小久保容考 信末 容考						H26. 1.29
新旧	自由民主党茨城 県家畜商支部	大和 公通							H26. 1.30
新旧	自由民主党茨城県型枠事業支部	佐々木広行							H26. 1.31

茨城県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、 同条第3項の規定により告示する。

平成26年2月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体解散の状況(平成26年1月1日から31日まで)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ウィローズクラ ブ	柳田和己	柏崎富治	古河市東3-12-22 相沢ビル	H26. 1. 8
民主党茨城県第 7区総支部	柳田和己	柏崎富治	古河市東3-12-22 相沢ビル	H26. 1. 8
柳田和己を育て る会	柳田和己	柏崎富治	古河市東3-12-22 相沢ビル	H26. 1. 8
根本正典後援会	大 畠 勇	根本かつ子	東茨城郡城里町石塚1451	H26. 1. 9
木村倉ノ助後援 会	木 村 倉ノ助	木 村 光 男	つくば市島名398番地	H26. 1 .27
小森きしお後援 会	荒 蒔 義 長	小 森 雅 子	日立市多賀町 3 - 1 - 20多賀ビル103号	H26. 1 .28

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
地域未来研究会	小 森 喜四朗	小 森 雅 子	日立市多賀町 3 - 1 - 20多賀ビル103号	H26. 1.28
古谷庄二後援会	武 田 茂	篠田昭男	小美玉市江戸90-44	H26. 1.30
藤井裕一後援会	斉 藤 光 雄	関 口 利 生	かすみがうら市牛渡2792	H26. 1.31

茨城県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の解散の届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月13日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体解散の状況 (平成26年1月1日から31日まで)

		者氏名 皆氏名)	公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の所在地	届出年月日
柳	田	和 己	衆議院議員	ウィローズクラブ	古河市東3-12-22 相沢ビル	H26. 1. 8
木	村	倉ノ助	つくば市議会議員	木村倉ノ助後援会	つくば市島名398	H26. 1.27
小	森	喜四朗	茨城県議会議員	地域未来研究会	日立市多賀町 3 - 1 - 20多賀ビル103号	H26. 1.28

公 告

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成26年3月30日まで、茨城県生活環境部生活文化課 県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
 - 平成26年1月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 サラダボール

(設立認証:平成13年8月21日,設立:平成13年9月3日)

3 代表者の氏名

斉藤 新吾

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市天久保二丁目12番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成26年3月30日まで、茨城県生活環境部生活文化課 県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成26年1月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 とね

(設立認証:平成25年2月27日,設立:平成25年4月5日)

3 代表者の氏名

花嶋 美清雄

4 主たる事務所の所在地

茨城県北相馬郡利根町布川454番地150

5 定款に記載された目的

この法人は、北相馬郡利根町及びその近隣地域の高齢者及び障がい者等の交通弱者に対して、いつまでも自分の 家で暮らせるように自立意欲を高めるための支援活動を実施し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成26年4月4日まで、茨城県生活環境部生活文化課 県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成26年2月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たすけあいネット民の会

(設立認証:平成17年7月26日, 設立:平成17年8月9日)

3 代表者の氏名

上田 實

4 主たる事務所の所在地

茨城県那珂市中台481の7番地

5 定款に記載された目的

この法人は、那珂市及び周辺市町村において、身体的・精神的・経済的ハンディを抱え援助を求めている方たちを対象に外出や日常生活の支援を行うにあたり、新たな活躍の場を探す在宅のシニア世代を中心としたマンパワーを活用して、協力・助け合いを通しての福祉コミュニティづくりを目指し、共生社会の実現と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、茨城町から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画一団地の住宅施設の変更に伴い、茨城町から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
 - 一団地の住宅施設(やさしさのまち「桜の郷」)
- 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●入札公告

保留地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成26年2月13日

つくばみらい都市計画事業

伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業

施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

1 売払物件(土地)

土地の所在及び地番	種別	地目	面積
つくばみらい市紫峰ヶ丘一丁目7番2	土地	宅地	786.50m²

- ※ 対象物件は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第96条第2項に規定する「保留地」である。
- ※ 用途地域は、第一種住居地域(建ペい率60パーセント、容積率200パーセント)である。
- 2 予定価格(最低売却価格)

68,818,000円

3 土地の用途

商業・業務施設の敷地の用途に供すること。

- 4 入札参加者の資格
- (1) 入札に参加する者は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。
 - ア 商業・業務施設(以下「施設」という。)の建設及び運営に係る事業を営む者又は営む予定のある者である こと。
 - イ 土地の引渡しの日から3年以内に、「伊奈・谷和原地区商業・業務用地分譲に係る一般競争入札説明書」の 「Ⅳ 設計指針」及び各種法令等に適合した施設の建設及び自ら行う営業を開始すること又は第三者に営業を 開始させることができるものであること。また、それらの営業が継続するものであること。
 - ウ つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則 (平成16年茨城県規則第64号。以下「保留地処分規則」という。)第10条第1号に規定する入札に係る契約を 締結する能力を有しない者及び同条第2号に規定する破産者で復権を得ない者でないこと。
 - エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
 - カ 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - (4) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - (ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 茨城県の県税を滞納していないこと。
 - ク 保留地売買契約の締結後, 茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者 であること。
 - ケ 保留地処分規則第10条第3号及び第4号に規定する者でないこと。
- (2) 連名(連合体)で参加する場合は、全ての構成員が前記(1)の要件を備えていること。
- 5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認
- (1) 入札説明書の配布場所
 - ア 茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課 茨城県水戸市笠原町978番 6
 - イ 茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県つくば市島名2335番地(ウィンズヒル2階)

(2) 入札説明書の配布期間

平成26年2月13日(木)から同月27日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(2月27日は午後4時まで)

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を次のとおり提出し、あらかじめ入札 参加資格の確認を受けること。

- ア 受付期間 平成26年2月26日 (水) 及び27日 (木)
- イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- ウ 提出場所 茨城県土浦土木事務所つくば支所 茨城県つくば市島名2335番地(ウィンズヒル 2 階)

6 入札の日時及び場所

日 時	場所
平成26年2月28日 (金)	水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟1階
午前10時	入札室1

7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札,入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則 (平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- 8 落札者の決定方法
- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。
- 9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。 なお、この入札保証金には、利子を付さない。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が茨城県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は茨城県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、茨城県が示す契約条項により茨城県と保留地売買契約を締結するとともに、売買代金を茨城県が発行する納入通知書により一括して茨城県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

●入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定に基づき,一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成26年2月13日

1 担当部局

 $\mp 310 - 0011$

茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎内

茨城県生活環境部国際課旅券室

電 話 029-226-5023 (直通)

FAX 029-227-7890

- 2 競争入札に付する事項
- (1) 調達する特定役務の概要

平成26年度旅券等運送業務委託

(2) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(3) 履行場所

茨城県内一円

- 3 競争入札参加資格
- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札 参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている 者でないこと。

なお,新たに入札参加資格を得ようとする者は,所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ下記に示す場所に申請すること。申請は,随時受け付けているが,審査に相応の日数を要するため留意すること。

₹310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話029-301-4875 (直通)

- (4) 貨物の運送に必要な許可・認可を受けた者であること。
- (5) 緊急時の対応が可能な体制を持つことができる者。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (8) その他入札説明書に定める要件を満たす者であること。
- 4 資料の提出,入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL: https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp

なお、電子調達システムによりがたいものは、1の担当部局の承諾を得て紙入札(紙による資料の提出及び入札を行うこと)を実施できる。

紙入札を実施したい場合は、1の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の交付期間及び場所

ア期間

入札公告の日から平成26年3月13日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休

日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場所

1の場所

- 6 入札説明書等に関する質問
- (1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書などへの対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から平成26年3月12日(水)午後5時までとし、これ以降に到着したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

1の担当部局

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、1の担当部局より紙入札実施の承諾を得た者は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成26年3月13日 (木) 午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、1の担当部局より紙入札実施の承諾を得た者への回答は、ファクシミリで行う。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成26年3月18日(火)午後4時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、1の担当部局より紙入札実施の承諾を得た者は、郵便又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

1の担当部局

- (4) 受付通知及び結果通知
 - ①電子調達システムにより資料提出する場合

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

- イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成26年3月19日(水)までに証明書等審査結果通知書 を発行する。
- 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的 記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、1の担当部局に提出すること。 なお、封書は封かんし、表には「入札書在中」と朱書き表記し、裏に開札日、調達案件名、入札参加者の商号 又は名称を表記するものとする。

郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年3月25日(火)午後5時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記1の担当部局に必着のこと。

(3) 開札場所及び日時

ア場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎1階入札室3

イ 日時

平成26年3月26日(水)午後1時30分

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札。
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札。
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札。 (免除された者は除く。)
- (5) 電報, 電話及びファクシミリによる入札。
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札。
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札。
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札。
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者で、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札。

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札。

11 落札者の決定

- (1) 茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で 最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以 上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。
- 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、1の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに 到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は, 1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。
- 14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 本件調達に係る平成26年度歳入歳出予算案が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。

17 Summary

(1) Service required

Transportation services for passports and application forms (from April 2014 to March 2015)

(2) Tender submission deadline:

5:00pm 25 March 2014 for delivery by hand

Delivery by mail is also 5:00 pm 25 March 2014

(3) For further information contact:

Passport Section, International Affairs Division,

Department of Civil Affairs and the Environment

1-5-38, Sannomaru, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-0011

Tel 029-226-5023

fax 029-227-7890

●入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成26年2月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 担当部局

₹310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県議会事務局総務課 担当 清水

電 話 029-301-5613

FAX 029-301-5629

- 2 入札に付する事項
- (1) 業務名及び数量

「いばらき県議会だより」新聞折込業務

(年4回総部数) 3,962,000部

(第1回定例会 12ページ 第2回定例会から第4回定例会 各8ページ, 各990,500部)

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

(4) 履行場所(折込先)

新聞購読世帯

- 3 入札参加資格
- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ下記に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話029-301-4875 (直通)

- (4) 本公告に示した仕様等に適合した業務を確実に履行できることを証明した者であること。(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- 4 資料の提出,入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL:https://ebid2.cals - ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp

なお、電子調達システムによりがたいものは、1の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、1の担当部局に紙入札承諾願を提出するものとする。

- 5 入札説明書の閲覧期間及び場所
- (1) 茨城県物品役務入札情報サービス
 - ア 期間

入札公告の日から平成26年3月11日 (火) まで

イ URL

http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter

(2) 契約担当課

ア 期間

入札公告の日から平成26年3月11日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県議会事務局総務課

- 6 入札説明書等に関する質問
- (1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。
 - ア 質問受付期間

公告の日から平成26年3月5日(水)午後5時までとし、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

1の担当部局

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア日時

平成26年3月7日(金)午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持 参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に入札説明書で示した必要な書類を 添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成26年3月11日(火)午後5時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める

また、紙入札により参加する場合は、郵便又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

1の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成26年3月14日(金)午後5時までに、証明書等審査結果 通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 $6 \, \sigma(2)$ の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的 記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、1の担当部局に提出すること。 なお、封書は封かんし、表には「入札書在中」と朱書き表記し、裏に開札日、入札に係る案件番号及び調達案 件名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税抜きの整数)を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年3月25日(火)午後5時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに1の担当部局に必着のこと。

(3) 開札場所及び日時

ア 場所

議会事務局総務課内 (議会棟2階)

イ 日時

平成26年3月26日(水)午前10時00分

- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、 茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当す る場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条 第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)
- (5) 電報, 電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から 入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定等

- (1) 茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で 最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以 上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、1の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに 到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は, 1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。
- 14 契約書作成の要否

要

- 15 詳細は入札説明書による。
- 16 当該入札通知に基づき生じた権利義務は、平成26年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- 17 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

18 その他

システム障害, 天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は, 入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

19 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Distribution of 3,962,000 copies of the "Ibaraki Prefectural Assembly News"

4 times a year, using newspaper delivery services within the prefecture as a supplement to the newspaper.

- (2) Time-limit for tender: 5:00 PM, 25 March 2014
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Ibaraki Prefectural

Assembly Secretariat 978-6, Kasaharacho, Mito, Ibaraki, 310-8555.

Telephone: 029-301-5613

(病院局)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成26年2月13日

茨城県立こころの医療センター

病院長事務代理 副院長 中 村 惠

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物件名及び数量

亜鉛華 (10%) 単軟膏「ヨシダ」 500g 1 瓶 (予定数量) 外696件 (詳細は入札説明書による。)

(2) 購入物件の特質等

購入物件の性能等に関し、別に定める入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 納入場所

茨城県立こころの医療センター 薬剤科 (茨城県笠間市旭町654)

- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札 参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類9(薬品 類)の小分類1(医薬品)に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に

基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当 電話 029-301-4875

- (4) 薬事法 (昭和35年法律第145号) に基づく医薬品卸売一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
- (5) 本公告及び入札説明書に示す物件の規格(仕様)に適合した物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号から同条第3号に規定するものでないこと。
- 3 入札説明書の交付期間及び交付場所等
- (1) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から平成26年3月13日(木)までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める 条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

(2) 入札説明書の交付場所,契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒309-1717 茨城県笠間市旭町654

茨城県立こころの医療センター 総務課 電話 0296-77-1151

- 4 入札参加資格等の確認
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に2の(4)及び(5)に係る証明書を添付して、3の(2)に示す場所に平成26年3月14日(金)午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。
- (3) 前項により不合格の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。
- 5 入札手続等
- (1) 入札書の提出期限

平成26年3月24日(月)午前10時

(郵便による入札の場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。また、入札書は1回限りとする。)

(2) 入札書の提出場所

〒309-1717 茨城県笠間市旭町654

茨城県立こころの医療センター 総務課

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成26年3月26日(水)午後2時

イ 場所

〒309-1717 茨城県笠間市旭町654

茨城県立こころの医療センター 会議室

(4) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号に該当する場合は、その全部または一部を免除する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号に該当する場合は、その全部または一部を免除する。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、販売元ごとに医薬品をまとめた医薬品群の総価を記載すること。ただし、医薬品群の総価とは 医薬品群内の各医薬品の予定数量に見積単価を乗じ、その医薬品群内の全ての医薬品について合計した金額を いう。なお、落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金 額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108分の100に相当する金額を入札内訳書に記載すること。

- イ 提出した入札書の引き替え又は変更は認めない。
- ウ 入札執行回数は、初度入札を含めて2回を限度とする。初度の入札において落札者がない医薬品群については、平成26年3月28日(金)午前10時に茨城県立こころの医療センターにて再度の入札を行う。
- エ 再度入札においても落札者がいないときは、政令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、最低価格入札 者から見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内で随意契約をする。
- (7) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札,入札に関する条件に違反した入札,その他茨城県 病院局会計規程第117条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (8) 落札者の決定方法
 - ア 落札者の決定は医薬品群ごとに行うものとし、茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づいて作成された 医薬品群ごとの予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手 方とする。
 - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する ものとする。
 - ウ 5の(8)イの同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に 関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
 - エ 落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の住所及び氏名(法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名)、落札金額並びに当該請求を行った入札参加者が落札されなかった理由又は無効とされた場合にあっては無効とされた理由を、当該請求を行った入札者に書面をもって通知するものとする。ただし、開札に立ち会った入札参加者は、開札の場所において口頭で通知することでこれを省略できるものとする。
 - オ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (9) 契約書の作成の要否

要

6 その他

(1) この調達に係る平成26年度当初予算が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告

によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。

(2) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Zinc Oxide Ointment (10%) "YOSHIDA", 500g/bottle, 1 bottle and 697 items

(2) Time limit for tender:

10:00 a.m., March 24, 2014

(3) Bid opening date:

2:00p.m., March 26, 2014

(4) Contact point for the notice:

Administration Division, Ibaraki Prefectural Medical Center of Psychiatry

654, Asahi-machi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, 309-1717 Japan.

Phone: 0296-77-1151

(教育長)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成26年2月13日

茨城県教育委員会教育長 小野寺 俊

1 担当部局

₹310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁特別支援教育課 管理·免許担当

電話 029-301-5272

FAX 029-301-5289

- 2 競争入札に付する事項
- (1) 調達する特定役務の名称
 - ア 茨城県立霞ヶ浦聾学校スクールバス運行業務
 - イ 茨城県立水戸特別支援学校スクールバス運行業務
 - ウ 茨城県立水戸飯富特別支援学校スクールバス運行業務
 - エ 茨城県立友部特別支援学校スクールバス運行業務
 - オ 茨城県立鹿島特別支援学校スクールバス運行業務
 - カ 茨城県立美浦特別支援学校スクールバス運行業務
 - キ 茨城県立つくば特別支援学校スクールバス運行業務
- (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 委託期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

- (4) 履行場所
 - ア (1)アに掲げる業務 茨城県立霞ヶ浦聾学校通学区域内
 - イ (1)イに掲げる業務 茨城県立水戸特別支援学校通学区域内
 - ウ (1)ウに掲げる業務 茨城県立水戸飯富特別支援学校通学区域内
 - エ (1)エに掲げる業務 茨城県立友部特別支援学校通学区域内
 - オ (1)オに掲げる業務 茨城県立鹿島特別支援学校通学区域内
 - カ (1)カに掲げる業務 茨城県立美浦特別支援学校通学区域内
 - キ (1)キに掲げる業務 茨城県立つくば特別支援学校通学区域内
- 3 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類21(運送)に登録があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

 $\mp 310 - 8555$

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

- (4) 本業務の受託に係る道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項による許可を有し、7に定める一般競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において、大型車及び中型車の使用が可能な許可を取得済みであること。
- (5) 本業務の実施に必要な専任の人員及び車両の確保ができる者で、7に定める一般競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において、本業務の実施に必要な有資格運転者と同数以上の有資格運転者を雇用している者であること。
- (6) 平成26年8月31日までに車両(新車)を確保できる者であること。ただし、契約締結日から平成26年8月30日の間についても、入札説明書に定める児童生徒が乗車できる車両を確保できる者であること。
- (7) 旅客自動車運送事業に係る営業年数が5年以上であること。
- (8) 本業務に使用する車両の故障その他の理由により運行に支障を来すと認められたときは、速やかに代替車両を配車するなどの適切な措置を講じて、運行を継続することが可能であること。
- (9) 本業務により輸送する児童生徒に障害があることに配慮し、その特性を十分理解した上で、本業務を実施できる者であること。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成14年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- 4 資料の提出,入札及び通知の方法
 - この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL: https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp なお、電子調達システムによりがたいものは、1の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。紙入札の承諾に関しては、1の担当部局に紙入札承諾願を提出するものとする。

- 5 入札説明書の交付期間及び交付場所等
- (1) 入札説明書の交付期間

入札公告の日から平成26年2月25日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで。 ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

(2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 1の担当部局に同じ。

- 6 入札説明会等
- (1) 入札説明会の開催日時

2(1)アからキに掲げる業務 平成26年2月27日 (木) 午後1時30分

(2) 入札説明会の開催場所

2(1)アからキに掲げる業務

茨城県水戸市笠原町978番6 入札室1 (県庁舎行政棟1階)

(3) 現地説明会の開催日時

ア 2(1)アに掲げる業務 平成26年3月4日 (火) 午後2時

- イ 2(1)イに掲げる業務 平成26年3月3日(月)午後2時
- ウ 2(1)ウに掲げる業務 平成26年3月3日(月)午前8時30分
- エ 2(1)エに掲げる業務 平成26年3月4日 (火) 午前8時30分
- オ 2(1)オに掲げる業務 平成26年3月6日(木)午後2時
- カ 2(1)カに掲げる業務 平成26年3月6日 (木) 午前8時30分
- キ 2(1)キに掲げる業務 平成26年3月7日(金)午後2時
- (4) 現地説明会の開催場所
 - ア 2(1)アに掲げる業務 茨城県稲敷郡阿見町上長後山3-2 茨城県立霞ヶ浦聾学校
 - イ 2(1)イに掲げる業務 茨城県水戸市吉沢町3979 茨城県立水戸特別支援学校
 - ウ 2(1)ウに掲げる業務 茨城県水戸市飯富町3436-20 茨城県立水戸飯富特別支援学校
 - エ 2(1)エに掲げる業務 茨城県笠間市鯉淵6558-1 茨城県立友部特別支援学校
 - オ 2(1)オに掲げる業務 茨城県鹿嶋市沼尾1195 茨城県立鹿島特別支援学校
 - カ 2(1)カに掲げる業務 茨城県稲敷郡美浦村土屋笹山3127 茨城県立美浦特別支援学校
 - キ 2(1)キに掲げる業務 茨城県つくば市玉取2100 茨城県立つくば特別支援学校
- (5) 本公告の競争入札に参加を希望する者は、入札説明書を持参して、必ず入札説明会及び現地説明会に出席する こと。(代理人、使用人等も可)
- 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に(1)の書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 添付書類
 - 一般競争入札参加資格確認資料 (様式第2号)
 - 3(4)の許可にかかる許可書等の写し

3(5)にかかる有資格運転者名簿(様式第3号)及び免許証の写し

3(8)に該当することを説明できる書類(様式任意)

3(9)にかかる誓約書 (様式第4号)

(2) 提出期限

平成26年3月5日(水)午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵便又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 提出先

1の担当部局に同じ。

(5) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の有無について審査し、平成26年3月14日(金)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を 発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書等の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書及び積算内訳書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的 記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、1の担当部局に提出すること。 なお、封書は封かんし、表に開札日、入札に係る案件番号及び調達案件名、入札参加者の商号又は名称を表記 し、さらに「入札書在中」と朱書き表記するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札 価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約 金額の108分の100に相当する金額(消費税等額抜き、整数)を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(2) 積算内訳書の提出

入札参加者は、入札書と併せて入札書に記載される金額に対応した積算内訳書を提出しなければならない。郵送により入札書を提出する者は、入札書と併せて入札書に記載される金額に対応した積算内訳書を送付しなければならない。

(3) 入札書及び積算内訳書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年3月24日(月)午後5時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお, 郵便又は持参の場合は, 上記日時までに1の担当部局に必着のこと。

(4) 開札の日時

- ア 2(1)アに掲げる業務 平成26年3月25日 (火) 午前10時30分
- イ 2(1)イに掲げる業務 平成26年3月25日 (火) 午前11時
- ウ 2(1)ウに掲げる業務 平成26年3月25日 (火) 午前11時30分
- エ 2(1)エに掲げる業務 平成26年3月25日 (火) 午後1時30分
- オ 2(1)オに掲げる業務 平成26年3月25日 (火) 午後2時
- カ 2(1)カに掲げる業務 平成26年3月25日 (火) 午後2時30分
- キ 2(1)キに掲げる業務 平成26年3月25日 (火) 午後3時

(5) 開札の場所

茨城県水戸市笠原町978番6 教育庁特別支援教育課内(県庁舎行政棟22階)

9 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額とする。

ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項第3号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、財務規則第138条第2項第3号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)
- (5) 電報, 電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から 入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定等

(1) 財務規則第146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者の当該入札価格によっては、その者により当

該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。
- 13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、1の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに 到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。
- 15 契約書作成の要否

要

16 その他

- (1) 当該調達に係る平成26年度予算案が否決された場合は、この公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

17 Summary

- (1) Tender for services required:
 - A. School bus Service, Ibaraki Prefectural Kasumigaura School for the Deaf
 - B. School bus Service, Ibaraki Prefectural Mito School for Students with Special Needs
 - C. School bus Service, Ibaraki Prefectural Mitoiitomi School for Students with Special Needs
 - D. School bus Service, Ibaraki Prefectural Tomobe School for Students with Special Needs
 - E. School bus Service, Ibaraki Prefectural Kashima School for Students with Special Needs
 - F. School bus Service, Ibaraki Prefectural Miho School for Students with Special Needs
 - G. School bus Service, Ibaraki Prefectural Tsukuba School for Students with Special Needs
- (2) Time limit for tender:

By mail: 5:00 p.m. 24 March 2014

By hand: 5:00 p.m. 24 March 2014

(3) Tender issued by :

Special Support Education Division, Ibaraki Prefectural Office of Education

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8588, Japan

TEL 029-301-5272

(警察本部)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成26年2月13日

茨城県警察本部長 大 平 修

1 担当所属

₹310 - 8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部警務部会計課施設室管財係

電話 029-301-0110 内線2262

- 2 入札に付する事項
- (1) 調達する特定役務

茨城県警察情報通信ネットワーク等運用管理業務委託 一式

(2) 履行期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この 契約は解除できる。

(3) 履行場所

茨城県警察本部庁舎及び警察署等 (警察署, 交番, 執行隊等)

- 3 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表,その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等,個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいる法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその経営又は運営に実質的に関与している法 人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与 している法人等を利用するなどしている法人等

- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- オ 役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどして いる法人等
- (4) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格者名簿の大分類18(施設・設備の保守管理)及び大分類20(コンピュータ関連サービス)に登録がなされている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 4 入札説明書の交付期間及び場所
- (1) 期間

入札公告の日から平成26年3月20日(木)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

(2) 場所

1の担当所属に同じ

- 5 現地確認及び入札説明書等に関する質問
- (1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。
 - ア 質問受付期間

公告の日から平成26年3月18日 (火) 午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

1の担当所属に同じ

ウ 方法

質問はファクシミリによること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア日時

平成26年3月19日(水)午後5時まで

イ 方法

ファクシミリにより回答する。

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3(3)から(5)に係る誓約書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。(詳細は、入札説明書による。)

(1) 提出期限

平成26年3月20日(木)午後5時(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参による。

(3) 提出先

1の担当所属に同じ。

(4) 結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成26年3月21日(金)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

- 7 入札執行の日時及び場所等
 - (1) 入札書の受領期限

平成26年3月26日(水)午前10時

(郵送による入札の場合は、平成26年3月25日(火)必着)

(2) 開札の日時及び場所

ア 平成26年3月26日 (水) 午前10時

イ 茨城県警察本部庁舎2階 入札室

- (3) 参加者は、5(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、入札書を提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(整数)を記載すること。
- 8 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、 茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当す る場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)
- (4) 電報, 電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 記名押印を欠くとき
- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

- (8) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (9) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (10) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から 入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (11) その他この公告に示す条件に反した者がした入札
- 10 落札者の決定方法等

財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、 随意契約に移行する場合がある。
- 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、1の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退 届を提出するものとする。

13 契約書作成の要否

要

14 本公告各項の詳細

入札説明書による。

15 その他

- (1) 入札・開札の延期措置を講ずる場合は、電話又はファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手,提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

(5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) その他

当該入札公告に基づき生じた権利義務は、平成26年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

16 Summary

(1) Service required:

Management service for Integrated information Network System 1 set

(2) Tender submission deadlines:

10:00 am 26 March 2014 in case of hand

5:00 pm 25 March 2014 in case of mail

(3) Contact point for the notice:

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters

978-6, kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan 310-8550

Phone: 029-301-0110

______ 正 誤

平成26年1月30日付け茨城県報第2559号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	誤	Œ		
33	日配 肉牛肥育用配合飼料	協同飼料 あんぷす de 移行期		
35	日配 肉牛肥育用配合飼料	明治配合飼料 ワタナベハイ乳配		

平成26年1月31日付け茨城県報号外第3号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から19	第5号	第1号
21	上から3	第6号	第 2 号

40	茨	城	県	報	第 2563 号	平成 26 年 2 月 13 日	(木曜日)
		(事項は	号外至	行】 【定価	送料とも1月~	
— 毎週月・	木曜日発	行【茶品	の場合は	操下発	続ノ【釜 門	送料とも1月) 3,060円)	
		発 行	茨	城	県		
購 読					k 戸 市 笠 原	町 978 番 6	
Manu	, _				部総務課		
					1 1 1 1 (代)	